

海上自衛隊呉資料館維持管理運営事業 実施方針に関する質問への回答

実施方針に関する質問書

令和2年7月21日

| No. | 該当箇所 | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------|----|---|-----|---|-----|----------------|--|--|
| | 頁 | 項 | | | | | | | |
| 1 | 2 | 第1 | 1 | (5) | ア | — | 事業概要 | 展示物更新業務や屋外施設開放業務などの業務内容が把握しづらいものがいくつかあります。要求水準書(案)など業務内容がわかるものを入札公告前に公開いただけないでしょうか。 | 要求水準書は入札公告時に示します。 |
| 2 | 2 | 第1 | 1 | (5) | ア | (ア) | 展示物等更新業務 | 業務内容として「調査、設計、監理、申請等」例示されていますが、更新工事(資材の調達、施工等)自体も含まれているとの理解で宜しいですか。 | 貴意のとおりです。 |
| 3 | 2 | 第1 | 1 | (5) | ア | (ア) | 展示物等更新業務 | 建物の経年、稼働実績に基づき、更新すべき設備等の種類、範囲について、要求水準等にて一定のガイドラインを示される予定はありますでしょうか。 | ご指摘の内容は、入札公告時に提示する要求水準書にて一定の基準等を示します。 |
| 4 | 3 | 第1 | 1 | (5) | イ | (ア) | 国の支払に関する事項 | 展示物等更新業務に係る対価については、引渡し後、一括にて支払われますでしょうか。又は、割賦による支払いを想定しておりますでしょうか。 | 割賦による支払いを予定しています。 |
| 5 | 3 | 第1 | 1 | (5) | イ | — | 国の支払に関する事項 | SPCの経営管理業務や外部委託(弁護士、税理士、会計士、保険会社等)に係る費用は、サービス対価に含まれる理解で宜しいでしょうか。 | 貴意のとおりです。 |
| 6 | 10 | 第2 | 8 | (2) | — | — | 入札参加者の構成に関する要件 | SPCから直接業務を受託するが、出資はしない外部委託先(弁護士、税理士、会計士、保険会社等)は、構成員には該当しないという理解でよろしいでしょうか。 | ご質問の対象が「SPCから直接業務を受託するが出資はしない企業」の場合は「構成員(C)」に該当します。「SPCから直接業務を受託するが、出資はしない外部委託先」が再委託先を指すのであれば、構成員には該当しません。 |
| 7 | 10 | 第2 | 8 | (2) | — | — | 入札参加者の構成に関する要件 | 構成員(A)又は構成員(B)以外の企業が出資する場合、「その他出資者」となる理解でよろしいでしょうか。 | 「その他出資者」の定義はありませんが、SPCに出資する企業は、構成員(A)又は構成員(B)のいずれかに該当します。 |
| 8 | 10 | 第2 | 8 | (2) | — | — | 入札参加者の構成に関する要件 | SPCの経営管理を担う企業がSPCから直接業務を受託し、かつ出資をする場合は、「構成員(A)」「その他出資者」どちらになりますでしょうか。どちらでも選択できますでしょうか。 | ご質問の場合は、第1 1. (5)ア(ウ)(vi) 総務業務を実施する企業と考えられ、構成員(A)に該当します。 |

| No. | 該当箇所 | | | | | | タイトル | 質問 | 回答 |
|-----|------|-----|----|-----|---|---|------------------|--|--|
| | 頁 | 項 | | | | | | | |
| 9 | 11 | 第2 | 9 | — | — | — | 入札参加者構成員の資格等要件 | SPCの経営管理を担う企業が入札参加グループの構成員となる場合、資格等要件のうち共通要件及び個別要件のAを満たしていれば、個別の参加資格要件はない、との理解でよろしいでしょうか。 | SPCの経営管理を担う企業は、第1 1. (5)ア(ウ)運営業務のうち、(vi) 総務業務を実施する企業と考えます。入札参加グループの場合、第1 1. (5)ア(ウ)運営業務を実施する企業のうち少なくとも1社は、第2 9. (2)エに示す要件を満たす必要があります。それ以外の構成員は、貴意のとおりです。 |
| 10 | 11 | 第2 | 9 | — | — | — | 入札参加者構成員の資格等要件 | SPCの経営管理を担う企業がその他出資者となる場合、資格等要件を満たす必要はありますでしょうか。また、参加申請は不要になりますでしょうか。 | SPCの経営管理を担う企業は、第1 1. (5)ア(ウ)(vi) 総務業務を実施する企業と考えられ、構成員(A)に該当します。参加資格要件に関する考え方は、No.9を参照ください。 |
| 11 | 12 | 第2 | 9 | (2) | イ | — | 個別要件 | (イ)の複数で分担する場合は、それぞれが実施する工事種別について、(ア)を満足することとありますが、(ア)では管工事、電気工事又は内装仕上げのいずれかの資格があれば資格を有するとあります。つまり、複数の者で分担する場合においても、各社が上述のいずれかの資格があれば条件は満たすという認識でよいでしょうか。上記ではない場合、P2の(ア)展示物等更新業務の(i)～(viii)の業務に対して、それぞれどの資格が必要かお示しください。 | 貴意のとおり、複数の者で分担する場合においても、各社が管工事、電気工事又は内装仕上げのいずれかの資格があれば条件は満たします。 |
| 12 | 17 | 第4 | 2 | (1) | ア | — | 付帯事業に係る建物の使用料 | 付帯事業を行うに当たり、相応の使用料を徴収するとございますが、使用料の計算式をお示しいただけますでしょうか。 | 使用料は、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の取扱いの基準について(蔵管第1号)」に基づき決定されます。入札公告時に使用料実績を提示します。 |
| 13 | — | — | — | — | — | — | 予定価格 | 本事業の予定価格を開示いただけますでしょうか。 | 予定価格は開示しません。 |
| 14 | 別紙2 | (1) | 表1 | — | — | — | リスク分担案 法制度リスク | 「本事業のみならず広く一般的に適用される法令の新設、又は変更に関するもの」に付きましては事業者側のリスク分担との記載ですが、消防法等の改正により設備の改造、新設等が発生した場合においては、その限りでは無いとの理解で宜しいですか。 | 法制度リスクに係る官民リスク分担は、「本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設、又は変更に関するもの」又は「本事業のみならず広く一般的に適用される法令の新設、又は変更に関するもの」のいずれに該当するかの判断結果の合理性を踏まえ、国と協議の上決定します。例えば、消防法の改正により設備の改造、新設等が発生した場合は、前者に該当し、国が負担することが考えられます。 |